

3 就労支援の推進

◎ 発達障害者を対象とした支援施策

⑥ 若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム

ハローワークにおいて、発達障害等の要因により、コミュニケーション能力に困難を抱えている求職者について、その希望や特性に応じた専門支援機関に誘導するとともに、障害者向けの専門支援を希望しない者については、専門的な相談、支援を実施する。

また、専門支援機関である地域障害者職業センター及び発達障害者支援センターにおいて、発達障害者に対する就労支援の機能を強化し、適切な支援を実施する。

⑦ 発達障害者の就労支援者育成事業

発達障害者の雇用促進を図るため、発達障害者支援センターにおいて、医療・保健福祉・教育等の関係機関の発達障害者支援関係者に対する就労支援ノウハウの付与のための講習、事業主を対象とした雇用管理ノウハウの普及・啓発を図るためのセミナーを実施するとともに、発達障害者と支援による体験交流会を開催する。

※ 実施箇所数 6箇所

発達障害者に対する職業リハビリテーション支援技法の開発及び地域障害者職業センターにおける試行実施

発達障害者の雇用促進に資するため、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センターにおいて発達障害者の就労支援に関する研究を行うとともに、発達障害者に対する職業リハビリテーション支援技法の開発及びその蓄積を図る。

また、これら技法開発の成果を活用し、地域障害者職業センターで発達障害者に対する専門的支援の試行実施を行う。

※ (独)高齢・障害者雇用支援機構交付金事業

◎ 発達障害者が利用できる支援施策

ケースワーク方式による職業指導等の実施

ハローワークにおいて、個々の障害者の能力・適性等に応じて、ケースワーク方式により、きめ細かな職業相談・職業指導を実施する。

併せて、ハローワークとの連携の上、地域障害者職業センターにおいて、職業評価、職業準備支援、職場適応支援等の専門的な各種職業リハビリテーションを実施する。

障害者試行雇用(トライアル雇用)事業の推進

事業主に障害者雇用のきっかけを提供するとともに、障害者に実践的な能力を取得させ、常用雇用へ移行するための短期間の試行雇用を実施して、障害者雇用を推進する。

福祉施設の人材を活用したジョブコーチ支援の充実

福祉施設の職員が行うジョブコーチ支援について、障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給を行うことにより、福祉施設のノウハウを生かした効果的な職場適応援助を行う。

※ 障害者雇用納付金事業

障害者就業・生活支援センター事業の拡充

雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関ネットワークを形成し、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」の設置箇所数を拡充する。

3 就労支援の推進

◎ 発達障害者を対象とした支援施策

⑧一般の職業能力開発校における発達障害者を対象とした職業訓練モデル事業 (平成19年度開始)

一般の公共職業能力開発校において、発達障害者を対象とした訓練コースを設置し、その障害に配慮した職業訓練を行うモデル事業を拡充する。

※ 実施箇所数 3箇所→6箇所

障害者職業能力開発校における発達障害者対象職業訓練の本格実施

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の運営する障害者職業能力開発校において、H18から発達障害者の試行的な受入れを開始したところであるが、上記の研究成果等を踏まえ、H20から新たに発達障害者対象訓練コースを設置し、職業訓練を本格実施する。

※ (独)高齢・障害者雇用支援機構交付金事業

IT等を活用した発達障害者の就労促進・就労継続に向けた支援等に関する調査研究

発達障害のある人に対する職業訓練等における支援・配慮の提供に関する実態調査を実施し、効果的な支援・配慮に関する事例集及びマニュアルを作成するとともに、それらに関する知識を広げるための研修や情報提供の方法等について検討する。

※ (独)雇用・能力開発機構職業能力開発総合大学校の研究事業

◎ 発達障害者が利用できる支援施策

民間を活用した機動的かつ実践的な職業訓練の推進

障害者の態様に応じた多様な委託訓練の拡充により職業訓練機会の充実を図るとともに、特別支援学校と連携したより早い段階からの職業能力開発を行い、一般就労に向けた切れ目のない支援を実施する。

※ 対象者数 6,600人→8,150人

3 就労支援の推進 ⑥若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム

【現状】

- コミュニケーション能力や対人関係に困難を抱えている者は、採用に至らなかったり、離転職を繰り返して、ニートやひきこもりになる例も少なくない。
- こうした困難を抱える要因の1つとして「発達障害」である場合がある。

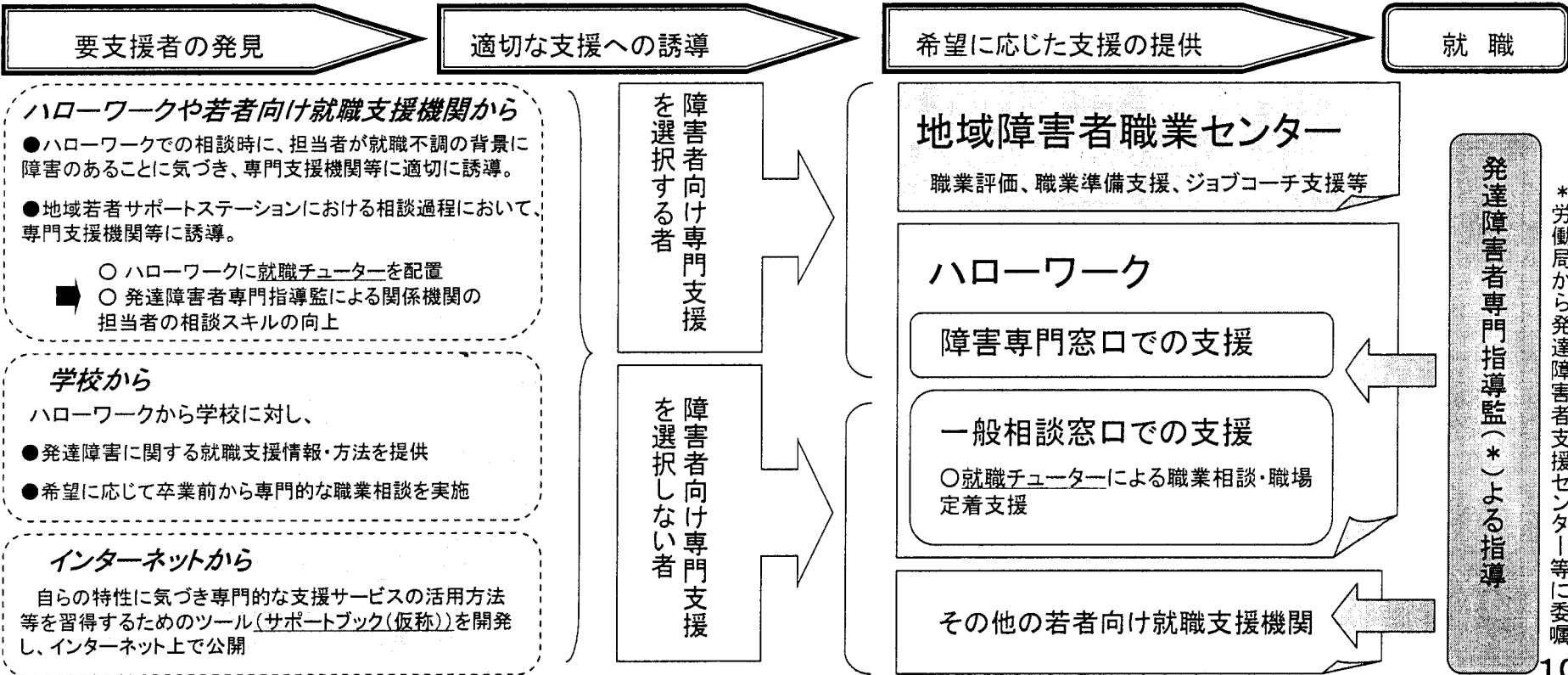
【対応の方向性】

- 発達障害であった場合でも、適切な支援を受けることで、就職可能性が拡大する。
- 発達障害ではないが、コミュニケーション能力に問題があるボーダーライン上の者の者についても、発達障害者と同様の支援を受けることで、その就職可能性が拡大する。

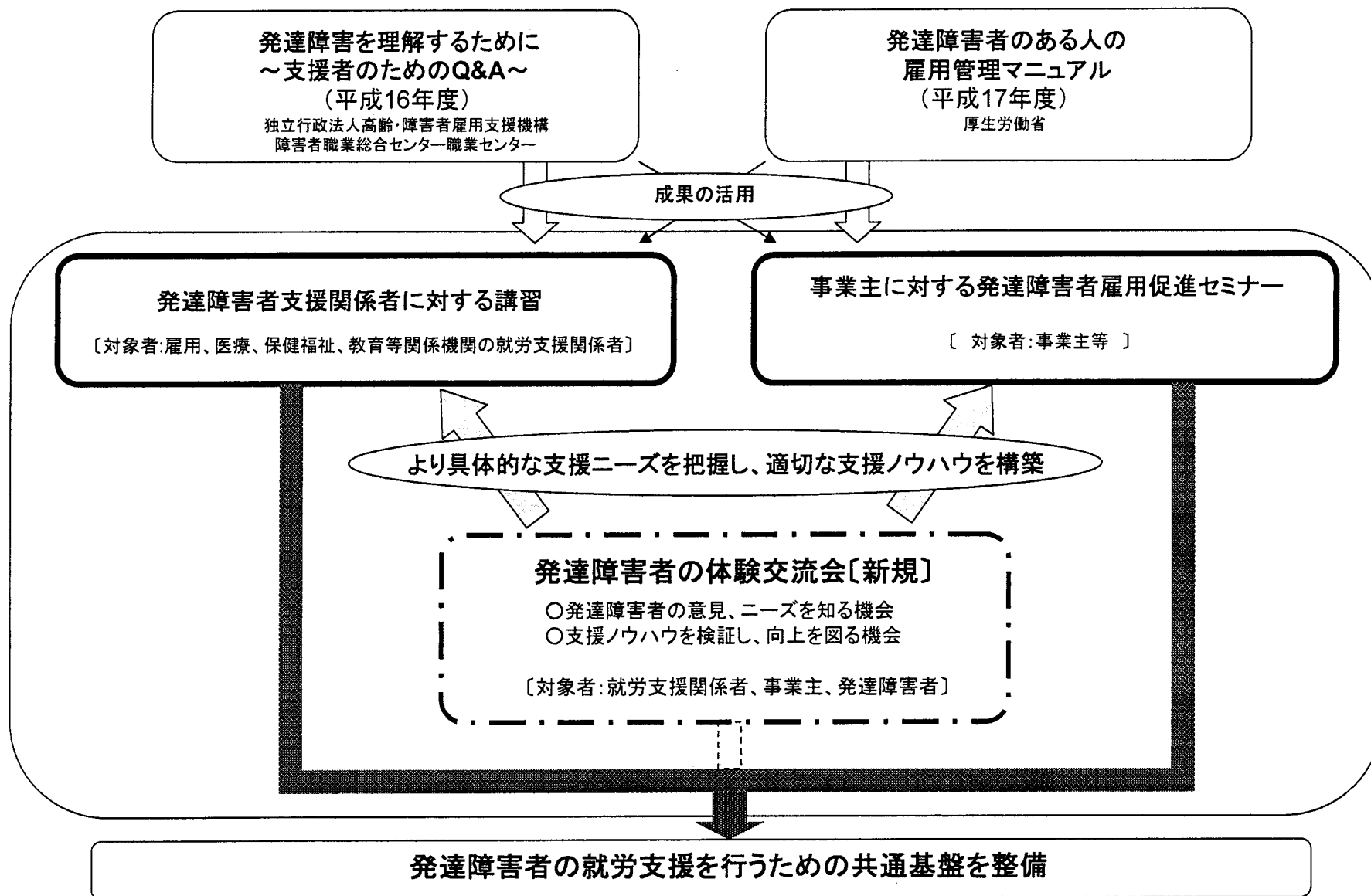


ニート等の若年者に対する就職支援と障害者に対する就労支援の両面から、**コミュニケーション能力に困難を抱える要支援者向けの総合的な支援システムを創設**

- ① 若年者の就職支援を行う機関と障害者の就労支援機関の連携体制を構築
- ② 発達障害等、様々な要因によりコミュニケーション能力に困難を抱えている要支援者に対して、自らの特性と支援の必要性についての気づきを促し、適切な支援への誘導を行う。
- ③ 発達障害者に対する専門的支援の強化を図ること等により、要支援者のニーズや応じた適切な相談・支援を実施し、要支援者の円滑な就職の促進を図る。



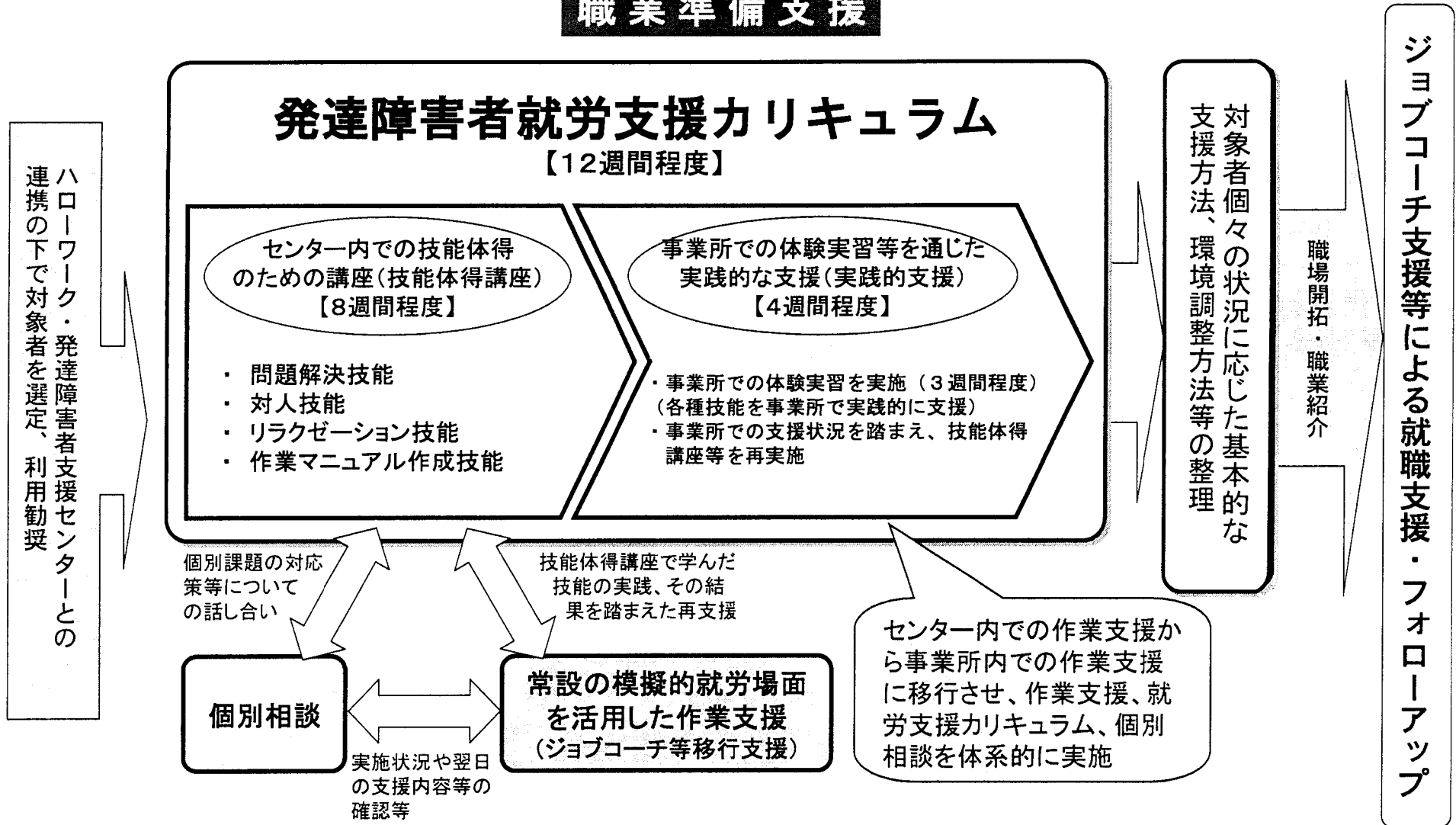
3 就労支援の推進 ⑦発達障害者の雇用促進のための就労支援者育成事業の拡充



3 就労支援の推進

地域障害者職業センターにおける発達障害者に対する専門的支援の試行実施の流れ

職業準備支援

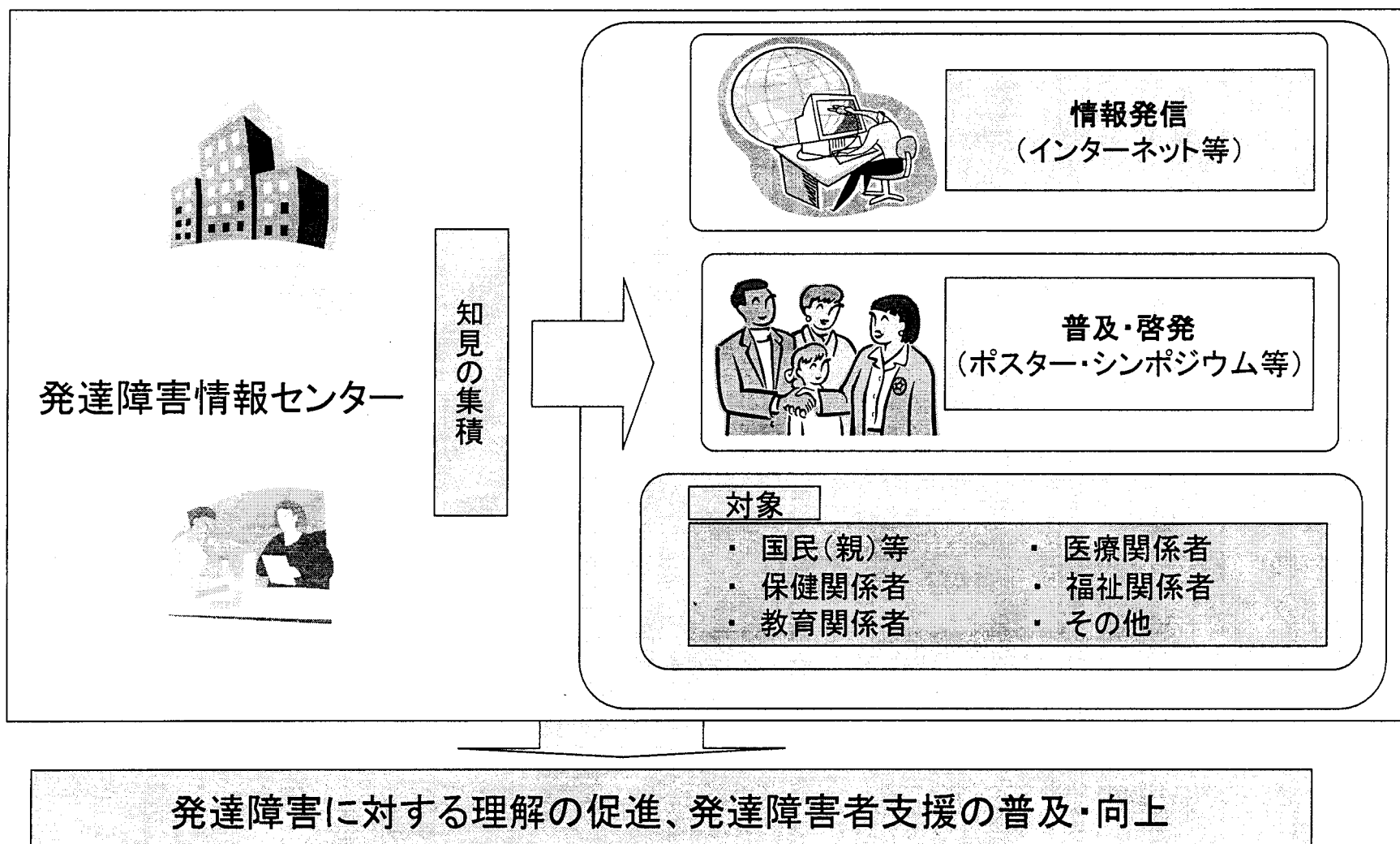


●全国4箇所の地域障害者職業センターで試行(H19~東京、大阪 H20.7月(予定)~滋賀、沖縄)

4 情報提供・普及啓発

⑨発達障害情報センター

発達障害に関する知見を集積し、全国へ情報提供・普及啓発活動を行う。



トップ

本人・家族の方、発達障害を知りたい方へ

発達障害に関わる方(支援者)へ

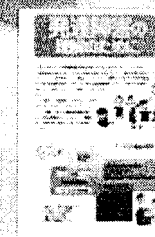
リンク集

厚生労働省トップページへ

発達障害があっても、
誇りをもって生きることができるように、
本人・家族の方、発達障害を知りたい方、
発達障害に関わる方(支援者)に対して、
発達障害に関する信頼のおける情報を
わかりやすく提供します。



2008年3月28日【お知らせ】発達障害情報センターホームページを開設しました。



パンフレット
【発達障害の
理解のために】

本人・家族の方、発達障害を知りたい方へ

こころと体に関する情報

- ◆発達障害に気づく
- ◆発達障害を理解する
- ・乳幼児期
- ・発達障害者支援法ができるまで
- ・就学前後
- ・発達障害ってどんな障害？
- ・思春期
- ・みなさんにわかってほしいこと
- ・成人期

生活支援に関する情報

- ◆発達障害と付き合い
(本人)
- ◆発達障害と付き合い
(家族など)
- ※ただし、ほ製作しております

社会参加に関する情報

- ◆国の施策
- ◆発達障害者支援法
- ◆福祉・就労等制度の情報
- ◆発達障害者支援センター
- ◆相談窓口の情報

教育に関する情報

- ◆独立行政法人国立特別
支援教育総合研究所
(NICE)

5 専門家の育成等 ⑩発達障害に係る研修等

発達障害施策に携わる職員に対する研修等を行い、各支援現場等における対応の充実を図る。
研修は、小児医療、精神医療、療育の3分野について、それぞれの専門機関である国立機関において医師等を対象とした研修を行う。

1 発達障害者支援センター職員実務研修

発達障害者支援センター職員を対象とする研修を行い、職員の資質の向上を図る。

期間 5日間 年2回
対象 全国の発達障害者支援センター職員で心理療法及び相談支援を担当する職員 20名

2 発達障害関係職員研修

学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）に対する支援は、十分に対応がなされていないことから、都道府県・政令指定都市の発達障害分野の指導者となる職員に対する研修を実施し、発達障害者の支援の充実を図る。

期間 5日間 年2回
対象 都道府県・政令指定都市の現任者（行政担当者、保健師、保育士等 60名）

3 自閉症に関するセミナー

①自閉症子育て支援セミナー
全国の保護者を対象とした療育援助に関する情報の普及と障害への理解を目的。

期間 4日間 年2回
対象 全国の自閉症児（者）の保護者 100名

②自閉症トレーニングセミナー
全国の自閉症等関係施設職員及び教師等を対象に実践を通じた療育援助技術の習得を目的。

期間 5日間 年2回
対象 全国の自閉症関係施設職員及び教職員 30名

4 小児医療等に関する研修

幼児期、小児期における早期発見を強化し、適切なアドバイスや、専門医への紹介をするための研修。

期間 2日間 年2回
対象 全国の小児医療機関の医師等

5 精神医療等に関する研修

幼児期、小児期において発見されなかったアスペルガー症候群などの発見について強化し、適切なアドバイスや、専門医への紹介をするための研修。

期間 2日間 年2回
対象 全国の精神医療機関の医師等